

(沖縄銀行)

電子交付サービスご利用規定

第1条（規定の趣旨）

この規定は、株式会社 沖縄銀行（以下「当行」といいます。）が第3条で規定する対象書面を「郵送による書面交付」に代えて、ウェブサイト上において電磁的方法により提供（以下「電子交付」といいます。）するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）に関して、その取扱等を定めるとともに、お客様と当行との間の権利義務関係を明確にすることを目的とします。

第2条（法令等の遵守）

1. 電子交付サービスの利用にあたっては、当行およびお客様は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。
2. 法令、諸規則の変更、監督官庁の提示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することがあり、電子交付サービスの変更後の規定に従うこととします。

第3条（対象書面の種類）

1. 電子交付対象書面は以下の通りとします
 - (1) 取引報告書
 - (2) 取引残高報告書
 - (3) ご投資状況のお知らせ
 - (4) 運用報告書
 - (5) (1) から (4) に該当しない書面のうち、当行が電子交付により提供することを定めたもの
2. 対象書面の詳細については当行ホームページに掲載するものとします。

第4条（電子交付サービスの方式）

電子交付サービスをご利用いただくには、PDF ファイル閲覧ソフトとおきぎんSmart アプリ（「おきぎんSmart利用規定」第1条第1項のアプリケーションおよび関連ソフトウェアをいいます。）が必要となります。（電子交付サービスで利用可能なソフトウェア及びそのバージョンは、当行のウェブサイト上でご案内します。また、当該ソフトウェア及びそのバージョンは、当行が任意に定めることができるものとします。）

第5条（申込）

1. お客様は、次の各号全てに該当する場合に電子交付サービスの申し込みができるものとします。
 - (1) 当行で総合取引口座開設済みであること

- (2) おきぎんSmart（「おきぎんSmart利用規定」柱書の「本サービス」をいいます。以下同様とします。）およびインターネットを利用できる環境であること
- (3) お客様が使用するスマートフォン等においてPDF閲覧ソフトの利用が可能であること
- (4) お客様が本ご利用規定を承諾すること
- (5) おきぎんSmartに登録された預金口座、投信口座の取引であること

第6条（ご利用方法）

1. 「電子交付サービス」の利用申し込み

お客様は、おきぎんSmartから当行所定の手続きを行うことによりご利用いただけます。

※2025年5月12日以前に当行所定の申込書をご提出いただき、ログインIDを設定済のお客様は、PCまたはスマートフォンで当行ホームページより「電子交付サービス」をご利用いただけます。

2. 「電子交付サービス」の閲覧

お客様は、おきぎんSmartからシングルサインオン（おきぎんSmart利用規定第18条第2項によるログインを行うことをいいます）することで、第3条に定める帳票の閲覧が可能となります。

※2025年5月12日以前に当行所定の申込書をご提出いただき、ログインIDを設定済のお客様は、PCまたはスマートフォンで当行ホームページより「電子交付サービス」をご利用いただけます。

第7条（利用料金）

電子交付サービスの利用料金は無料となります。ただし、インターネット接続に係る費用等は、お客様のご負担になります。

第8条（電子交付期間中の取扱い）

- 1. お客様の電子交付サービス利用期間中は、当行は対象書面のすべてを電子書面で交付します。電子交付された対象書面の一部を郵送による書面交付とすることはできません。
- 2. 既に電子交付された書面の紙媒体による再交付も行いません。書面で保管される必要がある場合、お客様ご自身で印刷していただきます。
- 3. 電子交付サービスご利用前に紙媒体により交付された対象書面について、電子書面での再交付は行いません。

第9条（電子交付のご連絡）

1. 電子交付を行った際は、ご登録いただいたEメールアドレスに、電子交付を行った旨を通知致します。但し、当行が、お客様が電子書面を閲覧していたことを確認したときは、当該通知を行わないことができます。
2. Eメールアドレスが変更になった場合は、おきぎんSmartでの登録Eメールアドレスを変更いただく必要があります。なお、当該変更前および当該変更に関連して生じた損害について、当行は、その責任を負わないものとします。

第10条（電子書面の閲覧可能期間）

お客様は、電子交付された電子書面について、当該電子書面にかかる取引を行われた日から5年間閲覧することができます。

第11条（閲覧可能時間等）

1. 「電子交付サービス」は24時間閲覧可能ですが、システムメンテナンス時間等ご利用いただけない時間がございます。システムメンテナンス時間等につきましては、当行ホームページに事前に掲載致します。
2. おきぎんSmartで電子交付サービス申込をされた場合、最短2～3営業日で利用可能となります。

第12条（通知等の遅延・停止）

1. 電子交付を行った際のEメールによる通知は、到着が遅れる場合があります。
2. コンピューターの障害等止むを得ない事態が発生した場合、当行はお客様へ通知することなく、「電子交付サービス」を停止する場合があります。

第13条（郵送による書面交付）

法令の変更や監督官庁の指示、またその他必要な状況が発生した場合には、郵送による書面交付を行う場合があります。

第14条（電子交付サービスの変更等）

1. 当行はお客様へ通知することなく、「電子交付サービス」の内容や構成する情報コンテンツの形式を変更する場合があります。
2. 変更の内容が、お客様の従来の権利を制限したり新たな義務を課することになる場合には、その内容を通知致します。
3. 当行が提供する「電子交付サービス」について、お客様は不正アクセス行為及び当行が合理的な理由をもって不適当と判断される行為を行ってはならないものとします。遵守されない場合は、「電子交付サービス」のご利用を停止する場合があります。

第15条（「電子交付サービス」の終了）

1. 「電子交付サービス」は、下記に該当する場合に終了するものとします。

- （1） お客様が当行所定の方法により、電子交付サービスの利用中止の申し出をされた場合
- （2） 総合取引口座が解約された場合
- （3） 止むを得ない事由により当行が電子交付サービスの解除を申し出た場合
- （4） 当行が電子交付サービスを終了した場合
- （5） お客様が第14条2項に定める変更において同意されない場合。
- （6） おきぎんSmartを退会した場合、本サービスも利用できなくなります。

※2025年5月12日以前に当行所定の申込書をご提出いただき、ログインIDを設定済のお客様で、おきぎんSmartからのシングルサインオンを利用していない方は、おきぎんSmart解約後もPCまたはスマートフォンで当行ホームページより「電子交付サービス」をご利用いただけます。

第16条（免責事項）

1. 次の事由によりお客様に生じた損害については、当行はその責を負わないものとします。ただし、当行の故意または重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。
- （1） 通信機器、通信回線、コンピューター等の障害による電子交付サービスの伝達遅延、不能等により生じた損害。
 - （2） 天災地変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により生じた損害。
 - （3） 第12条に定める遅延・停止。
 - （4） 第15条に定める電子交付サービスの終了。
 - （5） お客様が、電子交付サービスの利用申し込みに際して、虚偽の申告又は第5条に反し当行に申し込みを行ったことにより生じた損害。

第17条（他の規定等との関係）

この規定に定めのない事項については、「投資信託・公共債取引約款規定集」等お客様に適用されるその他の規定により取り扱います。なお、「投資信託・公共債取引約款規定集」等における対象書面の発送等に関する部分は、電子交付によるものと読み替えるものとします。

第18条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

2. 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。
3. 前二項による変更は、公表等の際に定める相当な期間を経過した日から適用するものとしします。

第19条（合意管轄）

電子交付サービスに関し、お客様と当行の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当行は、当行本店の所在を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を指定することができるものとしします。

（平成24 年12 月制定）

（平成25 年12 月改訂）

（平成28 年12 月改訂）

（2025年4月改訂）

（2025年9月改訂）

以上